

国人 ブルキナファソ	苗木生産支援プロジェクト
---------------	--------------

I 案件概要

事業の背景	国土の北部が年間降水量 600mm 以下の半乾燥地帯であるサヘル地域に位置するブルキナファソでは、土地の劣化、森林破壊、水資源の減少、その他の環境破壊などの生活環境の悪化の原因となる、砂漠化の進行に直面していた。特に、全人口の 80% を占める農村人口の生計は、森林資源を含む自然資源に依存していたことから、農村地域における生活環境と貧困の悪化が懸念されていた。そうした状況下、ブルキナファソ政府は、こうした課題に対応するため、持続的自然資源管理の実施に向けた一連の政策を策定した。また、環境・生活環境省により、植林の促進に向けた「苗木生産国家戦略 (SNPP)」が、2007 年に策定された。同政府による苗木生産の量的拡大に向けた取組みが行われたものの、ア) 民間苗木生産者の組織化、イ) 苗木の品質向上と流通体制の整備、ウ) 効率的な苗木生産計画の作成とモニタリング、等が、課題として残されていた。												
事業の目的	本事業は、環境・持続的開発省及び州環境・持続的開発局の職員及び苗木生産者に対する苗木生産技術に関する研修と 2 つの対象地域における啓発活動の実施により、対象地域における計画的かつ効率的な苗木生産の推進を図り、以って対象地域における植林活動の強化を目指した。 1. 上位目標：対象地域において植林活動が強化される。 2. プロジェクト目標：対象地域において計画的かつ効率的な苗木生産が推進される。												
実施内容	1. 事業サイト：中央州及び北部州 2. 主な活動：1) 苗木生産技術に関する研修教材の作成と環境・持続的開発省及び州環境・持続的開発局の職員、苗木生産者、一般市民に対する研修の実施、2) 州・郡レベルでの会合の開催、2 つの対象地域におけるニュースレター及び研修マニュアルの普及を含む、啓発活動の実施、3) 森林行政の所管に関するワークショップの開催、等 3. 投入実績 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本側</td> <td style="width: 50%;">相手国側</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 4 人</td> <td>(1) カウンターパート配置 10 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 本邦研修 2 人</td> <td>(2) 土地・施設 プロジェクト事務所、倉庫</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与 車両、バイク、事務機器 等</td> <td>(3) ローカルコスト 本事業のための什器、通信費、電気代、雑費</td> </tr> </table>					日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 4 人	(1) カウンターパート配置 10 人	(2) 本邦研修 2 人	(2) 土地・施設 プロジェクト事務所、倉庫	(3) 機材供与 車両、バイク、事務機器 等	(3) ローカルコスト 本事業のための什器、通信費、電気代、雑費
日本側	相手国側												
(1) 専門家派遣 4 人	(1) カウンターパート配置 10 人												
(2) 本邦研修 2 人	(2) 土地・施設 プロジェクト事務所、倉庫												
(3) 機材供与 車両、バイク、事務機器 等	(3) ローカルコスト 本事業のための什器、通信費、電気代、雑費												
事前評価年	2008 年	協力期間	2010 年 4 月～ 2013 年 4 月	協力金額	(事前評価時) 187 百万円 (実績) 217 百万円								
相手国実施機関	環境・持続的開発省*森林総局** *環境・持続的開発省は、2011 年 4 月に環境・生活環境省から改組され、環境・緑の学校・気候変動省 (MEEVCC) に 2016 年 1 月に改組された。 **森林総局は、2016 年 1 月に MEDD から MEEVCC に改組された際に、MEEVCC の森林・植林局となった。												
日本側協力機関	林野庁、国立森林種子センター、一般社団法人 海外林業コンサルタント協会、一般社団法人 日本森林技術協会												

II 評価結果

【評価上の制約】

- 日本の外務省の安全情報では、北部州ヤテンガ県及びロルム県並びにワヒグヤは、治安の悪化のため渡航制限が出されていた。そのため、本事後評価チームは、中央州及び北部州のブスー市（ゾンドマ県）へ訪問したが、本事後評価の対象として選定していたワヒグヤ市（ヤテンガ県）やティタオ市（ロルム県）を訪問することは出来なかった。そのため、本事後評価では、ブスー市での現地調査の際にワヒグヤ市及びティタオ市の植林者を招集してインタビュー調査を実施した。

【事後評価における留意事項】

- 森林・植林局による植林キャンペーン年次報告書のデータの信頼度に問題が見られ、特に、中部州の 2013 年から 2015 年の搬出率が極めて低い水準であった。これは、キャンペーンの対象となっている生産者の記録のみに基づいており、州の全生産者をカバーしておらず、情報源が限られていることによるものと考えられる。そのため、本事後評価では、上位目標の達成度を含めた、事業効果の検証にあたり、森林・植林局の植林キャンペーン年次報告書だけでなく、対象範囲は限られているが、本事後評価で収集したデータも踏まえて検証を行った。

1 妥当性

【事前評価時・事業完了時のブルキナファソ政府の開発政策との整合性】

本事業は、「苗木生産国家戦略 (SNPP) (2007年)」、「国家環境政策 (PNE) (2007年)」、「森林資源・野生生物の持続的管理国家プログラム (PRONAGREF) (2006～2015年)」、「成長の加速化と持続的開発戦略 (SCADD) (2011～2015年)」に掲げられた、苗木の生産強化を含む、持続的森林管理を重点とする、ブルキナファソ政府の開発政策に合致していた。

【事前評価時・事業完了時のブルキナファソにおける開発ニーズとの整合性】

本事業は、同国における森林資源の減少問題に対処するための苗木の生産拡大という、ブルキナファソの開発ニーズに合致しており、こうしたニーズは事前評価時から事業完了時点までにおいて変化はなかった。

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

2007年の日本とブルキナファソの経済協力政策対話で確認された3つの重点分野の一つである、自然資源保全及び持続的な

有効活用を通じた農業及び農村開発への支援という、日本の援助方針に合致していた。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時点までに、プロジェクト目標は達成された。2011年に実施されたエンドライン調査によると、対象地域で生産された苗木の搬出率（指標1）は、77%から85%へと想定どおり増加した。また、対象地域において、苗畑ノートに必要なデータを記録する苗木生産者数の割合（指標2）は、終了時評価時点で66%（目標値：60%）に達した。

【プロジェクト目標の事後評価時における継続状況】

事業完了以降、本事業の効果は概ね継続している。州レベルで生産された苗木の搬出率は、対象地域により差が生じた。本事後評価で収集した中央州および北部州3県（ワヒグヤ市（ヤテンガ県）、ティタオ市（ロルム県）、ブスー市（ゾンドマ県））のデータによると、同時期の搬出率は80%以上を維持していた。一方、本事後評価で収集した北部州3件の搬出率は、2014年に114.43%に改善したが、2016年には64.53%に減少した。調査した植林業者によれば、2016年の北部州3県の搬出率の急激な減少は、苗木生産者の市場に基づいた計画が不十分であることと苗木生産者との契約が履行されないことによるとしている。

本事後評価の現地調査によれば、2016年時点では、調査対象となった中央州の生産者19人のうち14人及び北部州3県の生産者20人のうち19人は、苗畑ノートに生産量等のデータを記録していた。なお、本事後評価の現地調査においてインタビューを行ったこれらの生産者によれば、事業実施中に本事業の活動に参加した生産者全員が苗畑ノートの活用の適切な実践とそれによるメリットについて理解をしているものの、実際には多くの生産者が記録をしていないとのことであった。これは、が、生産者の多くが高齢であり、かつ識字教育も十分に受けていないため、彼らの多くが識字力に制約があり、苗畑ノートに生産記録をつけることができないという背景がある。

本事業で導入された生産計画の活用については、苗木生産者全体は、森林・植林局及び/あるいは環境・緑の学校・気候変動州局（DREEVCC）との協議により、それぞれのニーズに基づく生産者ごとの苗木生産計画の策定及び実施を継続して行っている。森林・植林局やDREEVCCによるサービスを活用する促進要因としては、i) 苗木生産及びその計画に関する技術的な支援、ii) 買い手の把握や契約上の問題の解決といったソフト面の支援が挙げられる。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

上位目標は、一部達成され、特に中央州における植林活動は大幅に改善された。DFRの植林キャンペーン年次報告書によれば、植林活動向けの苗木の過剰あるいは不足に関する問題の改善度合い（指標1）は、州によって異なる。中央州では、苗木の生産数と植林数の収支は、2013年100万本以上の生産超過から2015年26万本の超過へと減少し、大幅に改善が見られた。他方、北部州における収支は、年によって大幅に変動している。状況が悪化している要因として、ア) 苗木生産者の不十分な生産計画、イ) 苗木生産者と植林者間の契約不履行、の2つが挙げられる。対象地域での活着率の向上（指標2）については、中央州では2013年89.6%から2016年94%に改善されたが、北部州では同期間に76.6%から46.4%へと低下した。本事後評価の現地調査でインタビューした植林者によると、中央州の活着率の改善は、本事業による能力構築、特に、植林技術の向上と雨季の適切なタイミングでの植林によるものとしている。他方、北部州での活着率の悪化は、シロアリによる被害や苗木を食い荒らす土壌中の寄生虫、植えたばかりの苗木を荒らす放し飼いの動物や深刻な干ばつといった外部要因によるものである。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

本事後評価時点で、本事業による正のインパクトが確認された。対象地域である中央州及び北部州の住民は、砂漠化問題及び植林への貢献に向け、どのような行動をとればよいのかということについて、啓発されてきている。本事業で育成された生産者により生産された苗木を活用した、本事業で育成された植林者による植林活動によって、対象州での森林火災は減少している。また、空き地は容易に不法占拠あるいは不法使用されてしまうのだが、植林活動によって植林用地はより保全されるようになった。

【評価判断】

以上より、本事業は、プロジェクト目標を達成し、上位目標を一部達成した。本事業の活動により改善された植林技術と適切なタイミングでの植林を行うための計画作りにより、対象州における搬出率と活着率は一定程度改善した。また、植林への貢献に向けた対象州住民の認識の向上、森林火災の減少、植林用地の確保といった正のインパクトも確認された。よって、本事業の有効性・インパクトは高い。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績				
プロジェクト目標 対象地域において計画的かつ効率的な苗木生産が推進される。	(指標1) 対象地域における生産した苗木の搬出率*が上昇する (77%→85%)。 *生産された苗木のうち、実際に販売あるいは自家消費を目的として苗畑から搬出された本数の割合。	達成状況：達成 (事業完了時) ● コミュニンでのワークショップでの苗木生産者に対するエンドライン調査 (2011年) : 85% (事後評価時) 一部継続 [中央州]				
			2013年	2014年	2015年	2016 (11月現在)
		a) 生産された苗木 (本数)	134,300	145,300	132,800	158,800
		b) 使用された苗木 (本数) (販売/自家消費)	119,600	130,250	114,250	135,050
		b)/a) (%)	89.05	89.64	86.03	85.04

		[北部州]																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年 (11月現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 生産された苗木(本数)</td> <td>177,268</td> <td>183,065</td> <td>192,860</td> <td>142,483</td> </tr> <tr> <td>b) 使用された苗木(本数)(販売/自家消費)</td> <td>171,260</td> <td>209,485</td> <td>169,272</td> <td>91,955</td> </tr> <tr> <td>b)/a) (%)</td> <td>96.61</td> <td>114.43</td> <td>87.76</td> <td>64.53</td> </tr> </tbody> </table>		2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)	a) 生産された苗木(本数)	177,268	183,065	192,860	142,483	b) 使用された苗木(本数)(販売/自家消費)	171,260	209,485	169,272	91,955	b)/a) (%)	96.61	114.43	87.76	64.53
	2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)																		
a) 生産された苗木(本数)	177,268	183,065	192,860	142,483																		
b) 使用された苗木(本数)(販売/自家消費)	171,260	209,485	169,272	91,955																		
b)/a) (%)	96.61	114.43	87.76	64.53																		
	(指標2) 苗畑ノートで記録(生産量、出荷量等)を取るようになった苗木生産者の割合が60%以上になる。	<p>(出所) 本事後評価の現地調査で収集されたデータ</p> <p>達成状況：達成 (事業完了時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 終了時評価時点の対象地域の苗木生産者の66%が苗畑ノートに生産量を記録していた。 <p>(事後評価時) 継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事後評価でインタビューを行った、中央州の苗木生産者19人中14人(約7割)、北部州の苗木生産者20人中19人(約9割)は苗畑ノートに生産量を記録していた。 																				

上位目標 対象地域において植林活動が強化される。	(指標1) 対象地域の植林用苗木の過不足の問題が減る。	<p>達成状況：一部達成 (事後評価時)</p> <p>[中央州]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 苗木の生産本数</td> <td>1,236,776</td> <td>978,400</td> <td>481,592</td> </tr> <tr> <td>b) 植林された苗木本数</td> <td>231,540</td> <td>156,674</td> <td>215,834</td> </tr> <tr> <td>a)-b)</td> <td>1,032,236</td> <td>821,726</td> <td>265,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>[北部州]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 苗木の生産本数</td> <td>584,766</td> <td>759,111</td> <td>347,637</td> </tr> <tr> <td>b) 植林された苗木本数</td> <td>531,065</td> <td>586,576</td> <td>518,226</td> </tr> <tr> <td>a)-b)</td> <td>53,701</td> <td>172,535</td> <td>-170,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 森林・植林局の植林キャンペーン年次報告書</p>		2013年	2014年	2015年	a) 苗木の生産本数	1,236,776	978,400	481,592	b) 植林された苗木本数	231,540	156,674	215,834	a)-b)	1,032,236	821,726	265,758		2013年	2014年	2015年	a) 苗木の生産本数	584,766	759,111	347,637	b) 植林された苗木本数	531,065	586,576	518,226	a)-b)	53,701	172,535	-170,589
	2013年	2014年	2015年																															
a) 苗木の生産本数	1,236,776	978,400	481,592																															
b) 植林された苗木本数	231,540	156,674	215,834																															
a)-b)	1,032,236	821,726	265,758																															
	2013年	2014年	2015年																															
a) 苗木の生産本数	584,766	759,111	347,637																															
b) 植林された苗木本数	531,065	586,576	518,226																															
a)-b)	53,701	172,535	-170,589																															

	(指標2) 対象地域の植林の活着率**が向上する。 **植林時の苗木本数に対する一定期間後に生育している苗木本数。一定期間とは、乾期を超えていることを指す。(植林時期によって1または2年後)。	<p>達成状況：一部達成 (事後評価時)</p> <p>[中央州]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年 (11月現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 生育している苗木(本数)</td> <td>18,943</td> <td>18,795</td> <td>15,290</td> <td>11,236</td> </tr> <tr> <td>b) 植林された苗木(本数)</td> <td>21,140</td> <td>24,480</td> <td>16,550</td> <td>11,950</td> </tr> <tr> <td>b)/a) (%)</td> <td>89.60</td> <td>76.77</td> <td>92.38</td> <td>94.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>[北部州]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年 (11月現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 生育している苗木(本数)</td> <td>10,590</td> <td>7,409</td> <td>7,206</td> <td>5,783</td> </tr> <tr> <td>b) 植林された苗木(本数)</td> <td>13,824</td> <td>10,305</td> <td>10,148</td> <td>12,453</td> </tr> <tr> <td>b)/a) (%)</td> <td>76.59</td> <td>71.89</td> <td>71.1</td> <td>46.43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 本事後評価の現地調査</p>		2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)	a) 生育している苗木(本数)	18,943	18,795	15,290	11,236	b) 植林された苗木(本数)	21,140	24,480	16,550	11,950	b)/a) (%)	89.60	76.77	92.38	94.02		2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)	a) 生育している苗木(本数)	10,590	7,409	7,206	5,783	b) 植林された苗木(本数)	13,824	10,305	10,148	12,453	b)/a) (%)	76.59	71.89	71.1	46.43
	2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)																																						
a) 生育している苗木(本数)	18,943	18,795	15,290	11,236																																						
b) 植林された苗木(本数)	21,140	24,480	16,550	11,950																																						
b)/a) (%)	89.60	76.77	92.38	94.02																																						
	2013年	2014年	2015年	2016年 (11月現在)																																						
a) 生育している苗木(本数)	10,590	7,409	7,206	5,783																																						
b) 植林された苗木(本数)	13,824	10,305	10,148	12,453																																						
b)/a) (%)	76.59	71.89	71.1	46.43																																						

出所：事業完了報告書、終了時評価報告書、植林キャンペーンに関する年次報告書、本事後評価で実施した現地調査における生産者へのインタビュー(中央州19人、北部州20人)、植林者へのインタビュー(中央州19人、北部州16人)

3 効率性
事業期間は計画内(計画比：100%)に収まったが、計画段階で考慮していなかった現場での追加的な実際のニーズに対応するための追加的な活動により、事業費は計画を超過した(計画比：116%)。よって、効率性は中程度である。

4 持続性

【政策制度面】

計画的な苗木生産の推進活動及びより効果的な植林活動は、今もって有効な「苗木生産国家戦略(2007年)」により裏付けられている。本事業の成果の一つとして作成された苗木生産に関する政策提言は、事後評価時点において国家政策に組み込まれていないものの、森林・植林局及び国立森林種子センター(CNSF)、DREEVCCや県事務所などの関係機関は、苗木生産のための推奨バッグの活用、改良苗木の活用、植林向け用地の特定、市町レベルでの植林活動の計画策定、技術者の能力構築に向けたCNSFとの協議を含む、苗木生産と植林活動の実施に係る本事業による政策提言を非公式に反映している。

【体制面】

中央レベルの組織体制に重大な変更があった。特に、2014年に行われた地方分権化の過程で、適切な組織に明確な役割分担を行い、各組織が本事業により導入された計画性の高い苗木生産の継続することが可能となった。森林・植林局は生産者と植林者に対する資金支援と研修を所管している一方で、CNSFは苗木の応用研究と普及を所管している。苗木の認証については、CNSFの認定された品質管理職員が2014年まで担当していたが、現在ではCNSF支所及び民間生産者が行っている。中央州および北部州DREEVCCは、各州における苗木生産・普及プログラム及び関連活動の実施において重要な役割を果たしている。苗木生産と普及における所管業務を果たすため、十分な人数の職員が各組織に適切に配置されている(森林・植林局:9人、CN:27人、中央州DREEVCC:68人、北部州DREEVCC:82人)。

苗木の販売及び購入については、苗木の生産者及び植林業者は契約を結ぶが、生産者が計画通りの質と量の苗木の出荷を行えない、あるいは、植林業者が発注通りの買取を行わないなど、しばしば不履行が生じている。不履行の場合、森林・植林局と他の関係機関は、生産した苗木を代わりに購入する業者を探す支援を行うなど、助言や支援を行っている。

【技術面】

本事業で育成された森林・植林局、CNSF及び中央州、北部州DREEVCCの主要な政府職員は、本事業を通じて得られたスキル及び知識の重要性を認識しており、生産者及び植林者への技術支援を行うための必要なスキルと知識を維持している。また、植林者や生産者によれば、適切に計画された生産やより高い活着率をもたらす適切な植林に必要なスキルや知識を維持している。

植林者、苗木生産者及び県職員によると、本事業が開発した研修コースは、政府による財政支援の欠如により、継続して実施されていない。しかしながら、植林分野に関する研修としては、「環境投資基金の案件準備(Pre-FIE)」¹、「農業セクター経済成長プログラム」²といった、9つの研修プログラムが、世界食糧農業機関(FAO)、個人、その他民間機関の後援で単発で実施された。

他方、樹種リスト、苗木モニタリング記録、苗木生産マニュアル及び植林技術マニュアルなどの研修資料やその他の技術資料は、苗木生産者及び植林者によりその活動において活用されている。

【財務面】

ブルキナファソ政府は、苗木生産及び植林活動への技術的支援に対し一定の予算を配分しているが、政府職員、生産者及び植林者向けの研修の実施に対して配分されている予算は十分でない。なお、財源の有無によって、予算額は毎年変動している。

対象地域の苗木生産者の大多数はわずかな資金を得ているのみであり、特に、苗木ポットや種子といった主要な投入財を入手することができず、活動を継続することが困難状況にあるが、苗木生産者の一部は生産活動を維持するのに十分な利益を得て活動を継続している。

【評価判断】

以上より、本事業は、体制面では苗木生産者と植林者の契約履行に課題がみられた。財政面では実施機関は研修向け予算が十分に確保できていない。苗木生産者の一部は活動継続に必要な利益を得ているものの多くは資金確保に課題がある。よって、体制面および財政面に一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

5 総合評価

本事業は、計画的かつ効率的な苗木生産の促進と森林保全に向けた植林活動の強化という、プロジェクト目標を達成し、上位目標を一部達成した。持続性については、「苗木生産国家戦略(2007年)」は未だ有効であり、本事業により導入された苗木生産と植林活動は政策レベルで裏付けられている。森林・植林局、DREEVCC及びCNSFは、技術的支援を継続して提供しており、また、苗木生産者及び植林者も計画的な苗木生産や高活着率の効果的な植林に必要なスキルと知識を維持している。他方、資金不足のため、政府による政府職員や生産者、植林者向けの技術研修は実施されていない。また、苗木生産者の大多数は、苗木生産の損失により資金難に直面している。効率性については、事業費が計画を若干超過した。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高いといえる。

III 提言・教訓

実施機関への提言:

- 常に進歩する技術に対応するために、政府が実施する様々なプロジェクトやプログラムを通じて、森林・植林局、DREEVCC及びCNSFの職員に対する定期的な研修を行うべきである。
- 植林の需要に基づく苗木生産の改善を図り、実際の苗木生産と実際の植林活動のギャップを縮小するため、MEEVCCの支援のもと、市町レベルにおける苗木生産者と植林者の協議・交渉を行うための公式な枠組みを構築することが重要である。

JICAへの教訓:

- 本事業で育成された苗木生産者は、苗木ノートなど、質を確保し、計画的な苗木生産を行うための、本事業で導入された技術の有用性を理解しているが、大多数が識字力が限定的であるため、実践することができない。有益な技術を広く普及し、その効果を持続させるため、識字力が限定的な苗木生産者向けに、「苗木ノート」を代替する技術を検討することも不可欠である。
- また、利用可能な資金に限られているため、苗木ポットや種子など必要な投入財を入手できない状態である。したがって、計画段階において、苗木生産者の能力とニーズを慎重に精査し、持続的に必要な投入財を入手できるよう、苗木生産者向けの資金調達や投入財調達システムを構築する、必要なコンポーネントを組み入れる必要がある。

¹ ルクセンブルグとスウェーデンの資金協力のもとブルキナファソ政府が実施しているファンド。2013年4月に設立され、4002017年は約4億円の資金があり現在参加団体を募集中。参加団体は資金を植林事業に使用できる。

² デンマークによる2013年から5年間のプログラム支援。農業起業家や農業関連企業の支援と農産物の生産から加工・販売までのバリューチェーン(filières)強化のための支援の2つからなる。



ゴースーの苗畑



ヤコの苗木生産者。囲いを作って動物から苗木を守っている。